

太平洋南部キンメダイ資源回復計画

平成19年3月29日公表

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

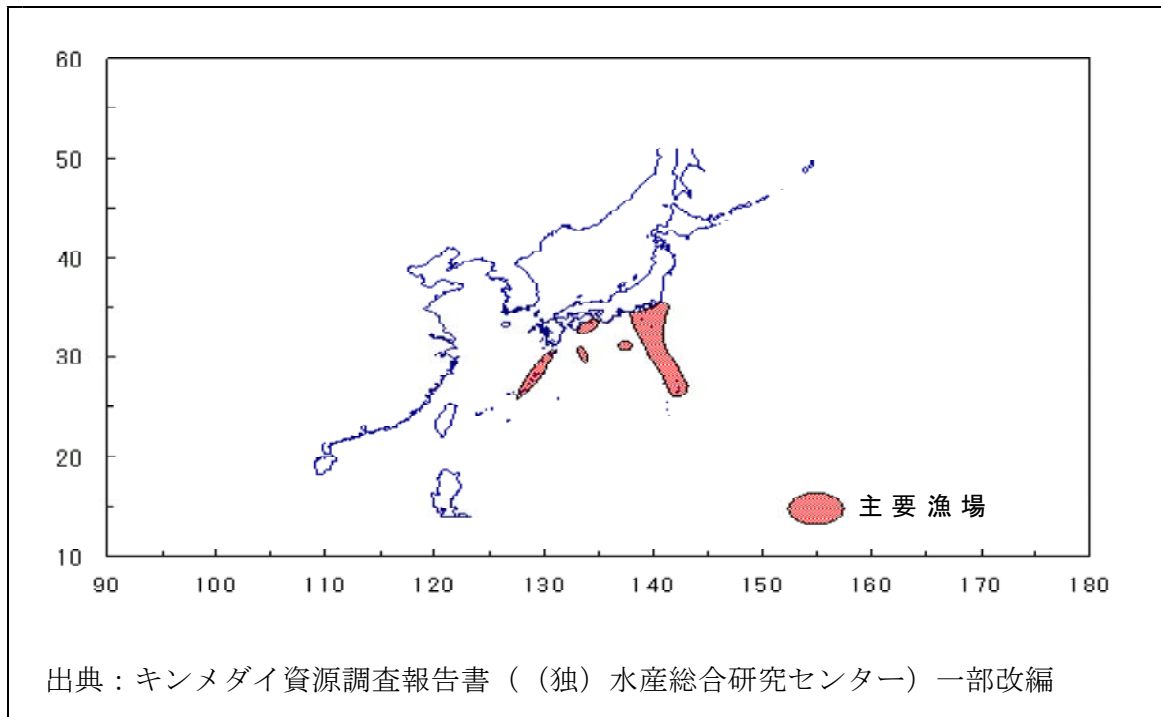
キンメダイは、南西諸島周辺、九州南方から北海道南部に至る太平洋沿岸から小笠原諸島周辺の海域に分布する。雌の成熟開始年齢は4～5歳（生物学的最小形31.8センチメートル）で、夏季（6月～10月）に房総から相模湾、伊豆諸島、四国、九州及び小笠原諸島に至る海域において産卵する。浮遊生活期を経て海山等の海底付近に着底・生活し、その後、着底海域海域にとどまる個体と、着底後数年たった後に広域移動する個体に分かれると考えられている。

なお、近年、関係の水産研究機関により回遊経路、資源加入過程及び系群構造等についての知見が蓄積されつつあるところである。

キンメダイを漁獲している主要な地域は、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県及び高知県の一都四県であり、主に房総沖から伊豆半島周辺、伊豆諸島周辺及び室戸岬周辺の海域で立縄漁業やえ縄漁業により漁獲されているほか、小笠原公海及びその周辺海域では底刺し網漁業等でも漁獲されている。

過去20年間（1986年～2005年）の漁獲量及びC P U E（単位努力当たり漁獲量）の経年変化からみて、現在のキンメダイの資源水準は中位で、資源動向は横ばいと考えられている。

【図1】キンメダイの主要漁場図



(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

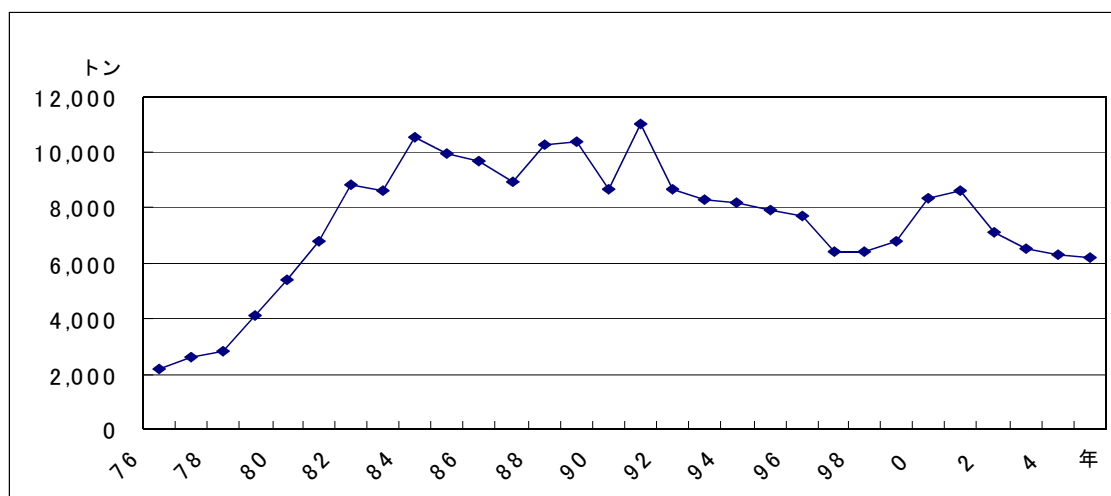
キンメダイを主に漁獲している一都四県の立縄漁業及びはえ縄漁業による漁獲量の推移をみると、一都四県の漁獲量の統計値が出揃った1976年の2,205トン以降、急速に増大して1984年に初めて1万トンを超える10,504トンとなった。その後も1990年代初めまでは8,600～10,000トン前後の高位水準の漁獲量が続き、1991年には11,041トンと過去最高の漁獲量を記録した。しかしながら、その後は漸減傾向となり1998年には6,381トンまで減少した。1999年以降再び増加傾向に転じたが、2001年の8,585トンを境に、ふたたび緩やかに減少した。これは伊豆諸島周辺海域で黒潮の接岸もしくは安定した直進傾向が続き、速い潮流が立縄等の操業に負の影響を及ぼしたものと考えられる。2005年の推定漁獲量は、6,072トンとなっている。

また、主に小笠原公海周辺海域を漁場としている底刺し網漁業等の漁獲量をみると、2002年に312トンの漁獲があったがそれ以降は、238トン、129トン、2005年には128トンと漸減傾向となっている。これは、2003年から2005年にかけて小笠原公海での操業回数が少なくなったことも影響していると考えられる。

現在の資源水準は中位で、資源動向は横ばいと考えられているが、これは、一都三県（千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県）の関係漁業者が長年にわたり資源管理に取り組んできていることにより、資源を維持できていることが大きく影響しているためと考えられ、漁獲量の推移をみれば、現状の漁獲努力量水準を安定的に維持するための取組が重要である。

このため、現在実施している関係漁業者の取組を維持・継続するとともに、漁獲努力量を現状水準で管理することが必要であり、これにより資源水準を現状以上のレベルで安定させることが重要である。

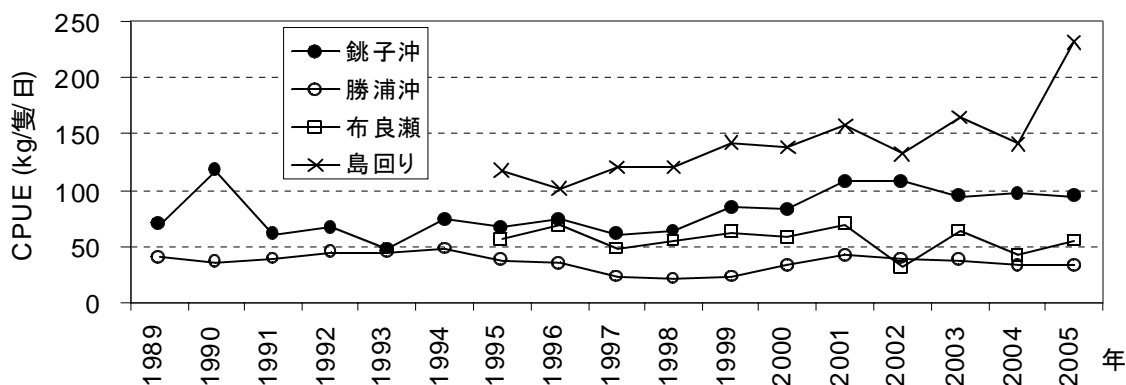
【図2】一都四県（千葉県、東京都、神奈川県、静岡県及び高知県）のキンメダイ漁獲量の推移



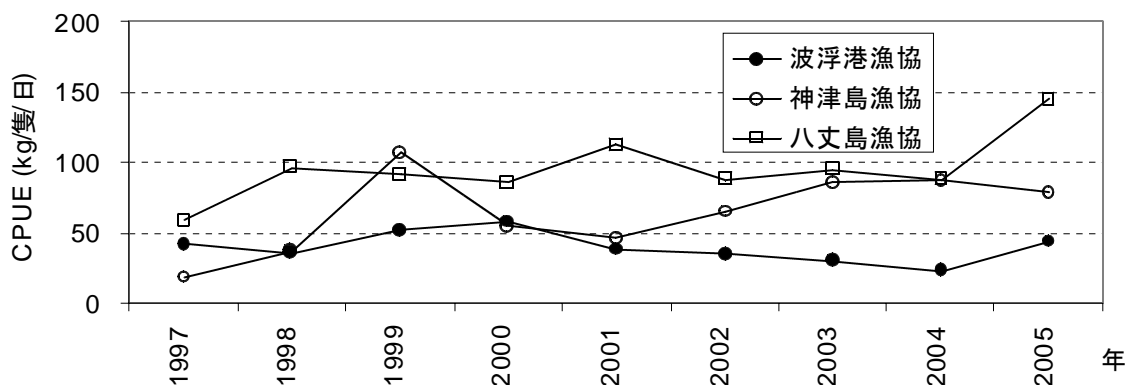
出典：キンメダイ資源調査報告書（（独）水産総合研究センター）一部改編

※ 2002年からは小笠原公海海域の漁獲量を含む。

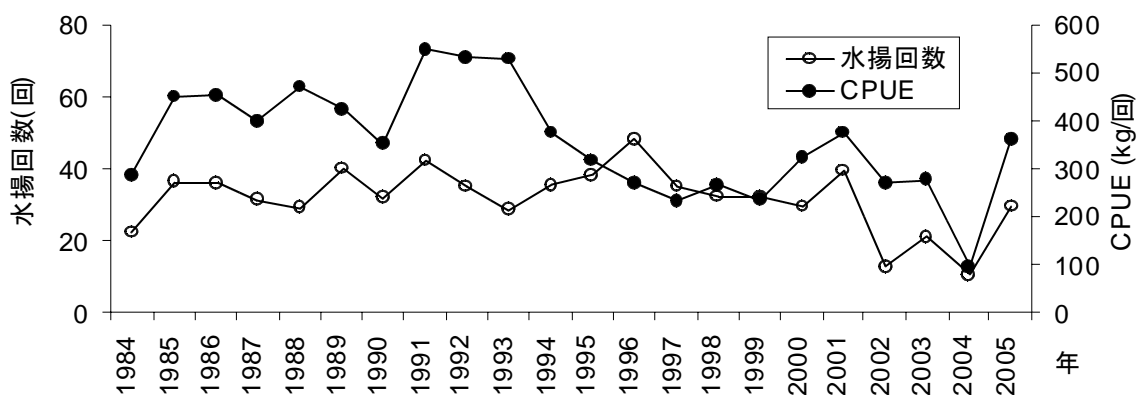
【図3】千葉県漁場別CPUE (kg/隻/日)の経年変化 (漁法は一本釣)



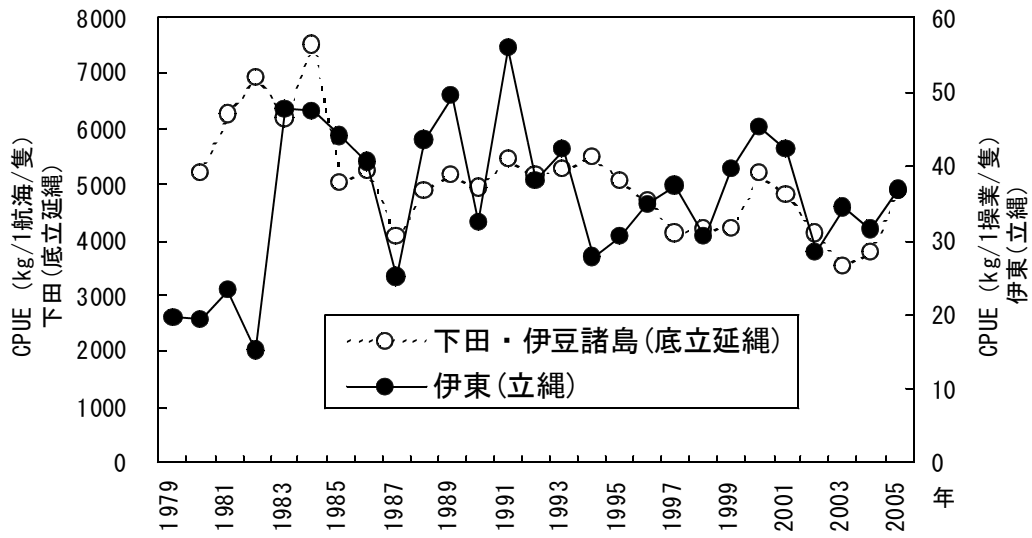
【図4】伊豆諸島 (東京都) における漁協別CPUE (漁法は一本釣)



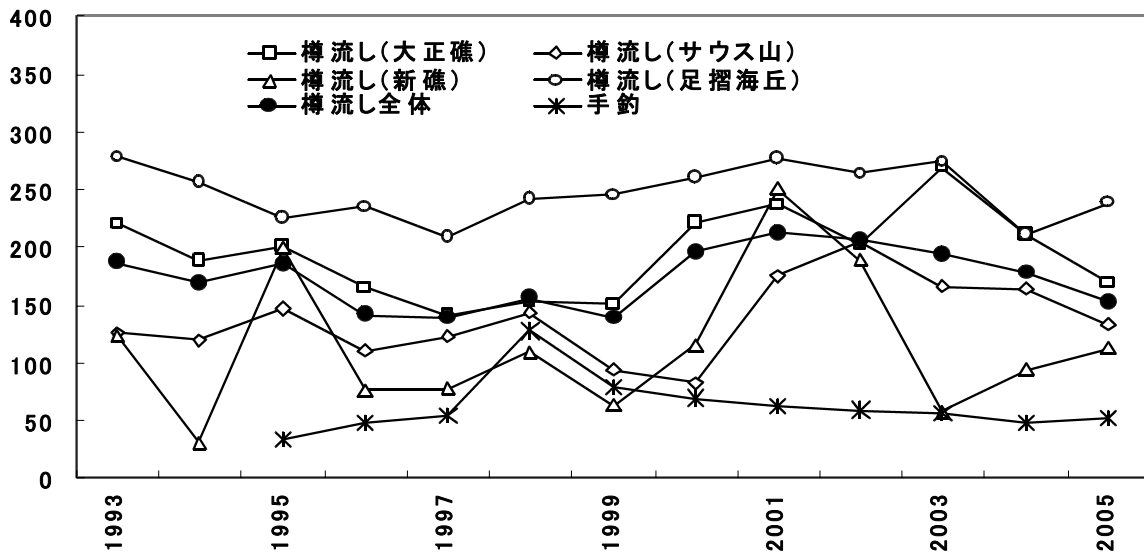
【図5】神奈川県立縄釣り漁船(7~9トン級8隻)の伊豆諸島周辺海域における年間水揚回数及びCPUE



【図6】静岡県における地域別、漁法別CPUE



【図7】高知県における立縄、手釣漁業の漁場別CPUE (Kg/隻)



2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

キンメダイは、主に立縄漁業（自由漁業）により漁獲されているほか、東京都及び静岡県海面では、それぞれの知事許可により100トン未満の漁船を使用した底立てはえ縄漁業でも漁獲されている。

また、太平洋の小笠原公海周辺の我が国排他的経済水域では底刺し網漁業（自由漁業）によっても漁獲されている。

【表1】関係漁業の現状

海 域	関係県	漁業種類	区分	許可隻数					操業期間 (許可期間)	備 考
				H14	H15	H16	H17	H18		
東京都海面	東京都 他	底立てはえ 縄漁業	知事 許可	23	24	23	21	19	周年 (9/1～8/31)	100トン未満
静岡県海面	静岡県 他	底立てはえ 縄漁業	知事 許可	74	74	70	69	70	周年 (4/1～3/31)	100トン未満
小笠原公海 周辺海域	—	底刺し網漁 業	自由 漁業	—	—	—	—	—	周年	100トン以上 EEZ内
太平洋南部 海域（一都 四県）	—	立縄漁業	自由 漁業	—	—	—	—	—	周年	EEZ内

② 漁獲量・漁獲金額の推移

キンメダイを主に漁獲している一都四県の漁獲量と漁獲金額の推移は、図8、図9、表2及び表3のとおりである。

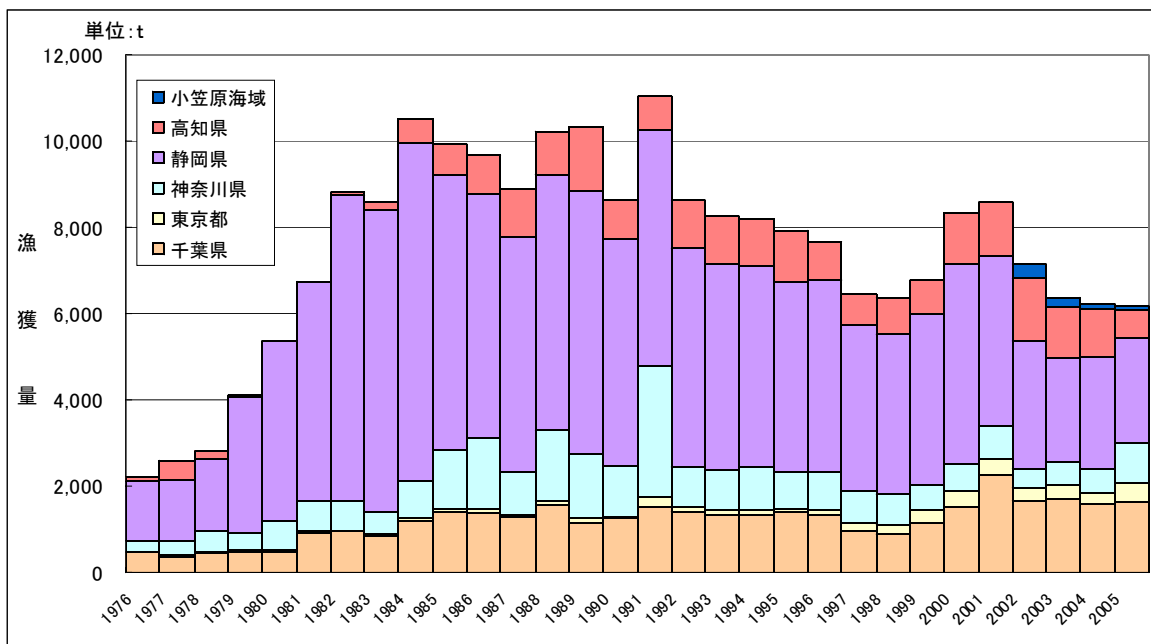
1982年から1996年間の漁獲量は、8,000トン～11,000トン前後の高位水準で推移し、その後も6,000トンを維持する水準で推移している。

また、漁獲金額は、推計値ではあるが、5,100百万円～9,000百万円で漁獲量の変動に併せて推移している。

これを都県別で見ると、近年におけるキンメダイの漁獲量及び漁獲金額は静岡県が最も多く、千葉県がこれに続いている状況である。

なお、漁獲の主体を占める立縄漁業及び底立てはえ縄漁業は、農林水産統計上「その他の釣り」（静岡県、千葉県、神奈川県（一部）及び高知県）、「底魚釣」（東京都）及び「その他はえ縄」（神奈川県（一部））に分類されているが、平成16年におけるこれらの漁業の漁獲量に占めるキンメダイの割合は、33%～70%と非常に高く、漁業経営上極めて重要な魚種となっている。

【図8】キンメダイ漁獲量（一都四県及び小笠原海域）の推移



出典：キンメダイ資源調査報告書（(独)水産総合研究センター）一部改編

【表2】キンメダイ漁獲量（一都四県及び小笠原海域）

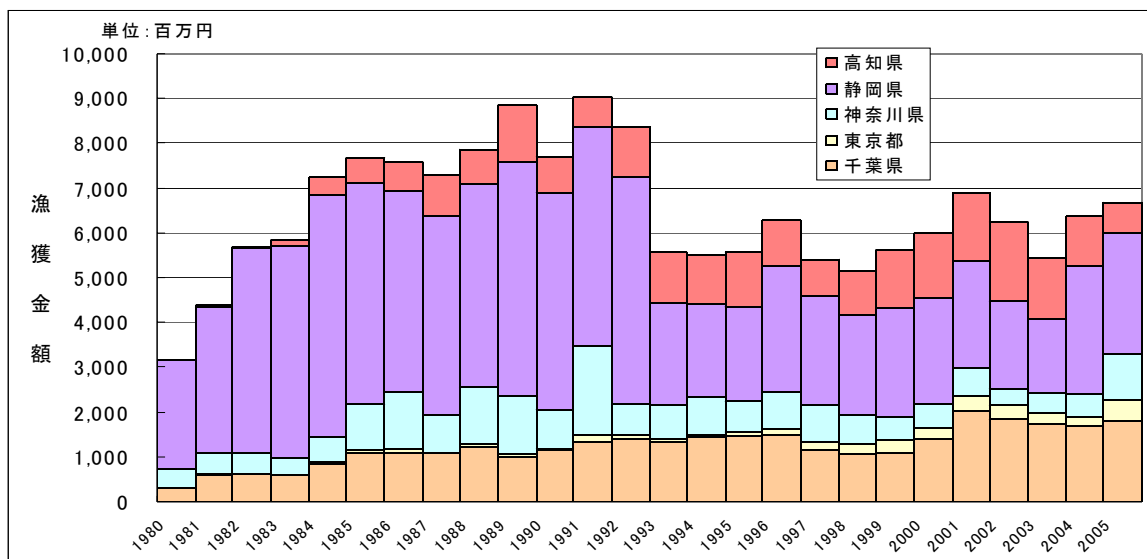
（単位：トン）

年	千葉県	東京都	神奈川県	静岡県	高知県	小笠原海域	合計
1976	471	25	233	1,378	98		2,205
1977	374	34	334	1,414	451		2,607
1978	455	28	484	1,660	189		2,816
1979	479	27	407	3,155	51		4,119
1980	500	34	664	4,155	13		5,366
1981	933	26	717	5,047	31		6,754
1982	950	30	693	7,067	57		8,797
1983	848	24	536	7,007	189		8,604
1984	1,202	54	856	7,844	548		10,504
1985	1,418	81	1,342	6,388	693		9,922
1986	1,369	121	1,603	5,697	865		9,655
1987	1,308	26	1,003	5,442	1,106		8,885
1988	1,557	104	1,649	5,898	1,011		10,219
1989	1,146	98	1,512	6,099	1,479		10,334
1990	1,257	30	1,207	5,250	876		8,620
1991	1,521	225	3,032	5,493	770		11,041
1992	1,400	109	936	5,068	1,103		8,616
1993	1,321	117	937	4,783	1,113		8,271
1994	1,348	113	990	4,652	1,065		8,168
1995	1,400	99	817	4,433	1,165		7,914
1996	1,324	127	881	4,448	904		7,684
1997	963	173	740	3,874	685		6,435
1998	890	215	708	3,724	844		6,381
1999	1,143	285	597	3,978	769		6,772
2000	1,537	338	658	4,613	1,177		8,323
2001	2,252	381	788	3,930	1,234		8,585
2002	1,656	298	455	2,952	1,458	312	7,131
2003	1,722	321	512	2,412	1,174	238	6,379
2004	1,604	263	539	2,597	1,099	129	6,231
2005	1,636	428	920	2,475	613	128	6,200

*千葉県：2005年は組合集計値。 *神奈川県：2005年は主要水揚げ港計。
 *高知県：室戸漁協の漁獲量のための集計値。
 *静岡県：2002年以降は属地データがないため、属人データと県外籍底立延縄船漁獲量の和。 2005年の漁獲量は暫定値(少なくとも2,475以上)

出典：キンメダイ資源調査報告書（（独）水産総合研究センター）一部改編

【図9】キンメダイ漁獲金額（一都四県）の推移



出典：農林水産統計年報

【表3】キンメダイ漁獲金額（一都四県）

（単位：百万円）

年	千葉県	東京都	神奈川県	静岡県	高知県	合計
1980	297	20	394	2,464	8	3,183
1981	605	17	465	3,273	20	4,380
1982	614	19	448	4,570	37	5,688
1983	577	16	365	4,766	129	5,853
1984	828	27	589	5,401	377	7,222
1985	1,097	48	1,038	4,940	536	7,659
1986	1,074	111	1,257	4,468	678	7,588
1987	1,072	20	822	4,462	907	7,283
1988	1,202	65	1,273	4,552	780	7,872
1989	983	73	1,297	5,232	1,269	8,854
1990	1,164	27	850	4,861	811	7,713
1991	1,349	133	2,004	4,872	683	9,041
1992	1,402	89	679	5,075	1,105	8,350
1993	1,321	86	725	2,319	1,113	5,564
1994	1,422	84	838	2,074	1,092	5,510
1995	1,458	80	693	2,130	1,201	5,562
1996	1,504	114	845	2,793	1,012	6,268
1997	1,147	193	810	2,433	831	5,414
1998	1,056	222	662	2,224	978	5,142
1999	1,099	257	524	2,441	1,292	5,613
2000	1,391	258	513	2,370	1,450	5,982
2001	2,031	324	629	2,387	1,509	6,880
2002	1,845	285	398	1,959	1,770	6,257
2003	1,739	261	412	1,641	1,367	5,420
2004	1,665	232	487	2,856	1,130	6,370
2005	1,799	471	1,012	2,722	674	6,678

*資料：農林水産統計年報

*生産量・生産金額ともに判明した年の数値を記載したが、千葉県の1993年以前、東京都の1983年以前、神奈川県の前1989年以前、静岡県の2004年と1992年以前、高知県の1998年以前については、東京中央卸売市場の平均単価から類推した。なお、2005年は推定値。

③ 漁業形態及び経営の現状

一都四県のキンメダイを対象とする漁業については、沿岸漁場である銚子沖、勝浦沖、相模湾、東京湾口、伊豆東岸及び伊豆諸島周辺海域の沿岸では主に3～19トンの小型漁船により立縄漁業の操業が行われており、沖合漁場である御前崎から青ヶ島周辺、四国沖及び奄美大島周辺海域に至る広い海域では主に15トン～100トン未満の漁船により底立てはえ縄漁業の操業が行われている。

沿岸漁場の場合は、乗組員1～3人の日帰り又は2～3日操業で年間30回～200回程度の水揚げを行っている。また、沖合漁場の場合は、乗組員8人程度で、1航海あたりの操業日数は約2週間程度であり、年間20回程度の水揚げが行われている。

キンメダイは比較的魚価も高く、沿岸・沖合漁業者にとって重要な漁獲対象種となっている。

また、小笠原公海周辺の我が国排他的経済水域では、底刺し網漁業による操業が行われているほか、小笠原公海海域では太平洋底刺し網等漁業（大臣承認漁業）によりキンメダイが漁獲されている。

④ 消費と流通の現状

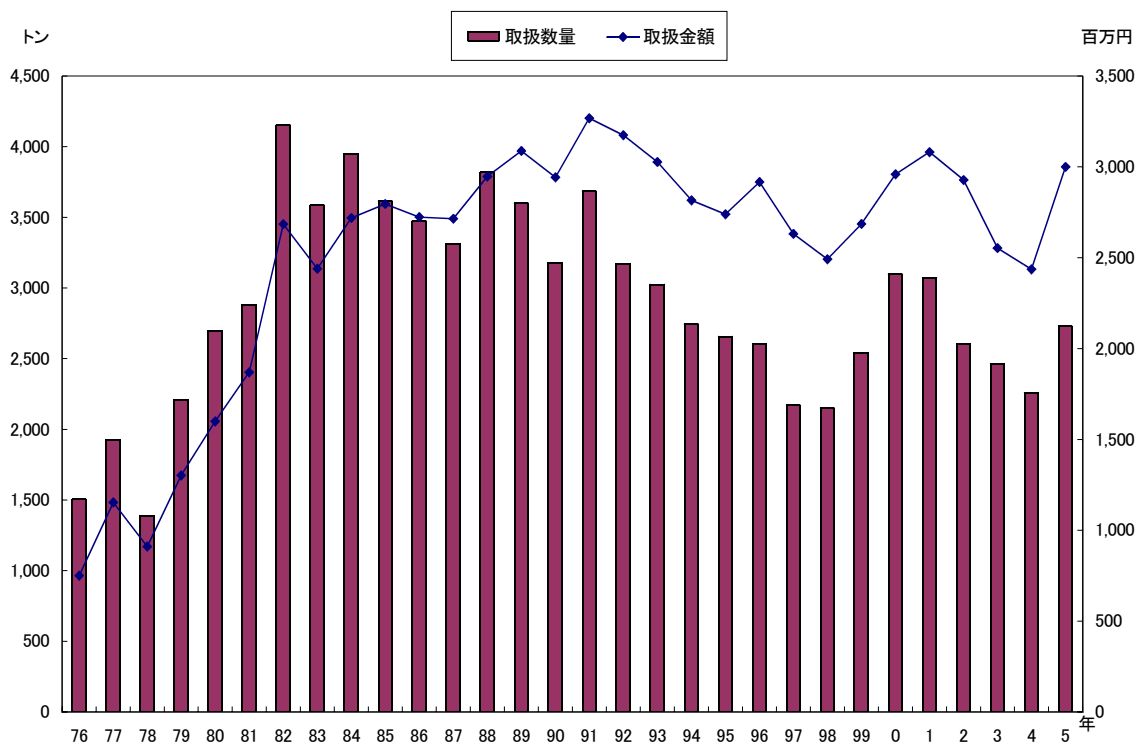
水揚げされるキンメダイは、地元で消費されるもののほか、大部分が関東地方の消費地市場に出荷される。

東京中央卸売市場におけるキンメダイの取扱数量は、図10のとおりであり、近年（2001年～2005年）では、一年間の取扱数量が2,260トン～3,072トン、取扱金額で24億円～30億円程度であり、平均単価は1,003円/キログラム～1,123円/キログラムで推移しており、1992年からほぼ1,000円/キログラム台を維持し堅調に推移している。

このうち、一都四県からのキンメダイが全体取扱数量の9割以上を占めている。（図11）

また、各地域において、キンメダイの消費拡大や漁獲物の鮮度向上を目的としたさまざまな取組が実施されている。（表6）

【図10】東京中央卸売市場におけるキンメダイの取扱数量・金額の推移



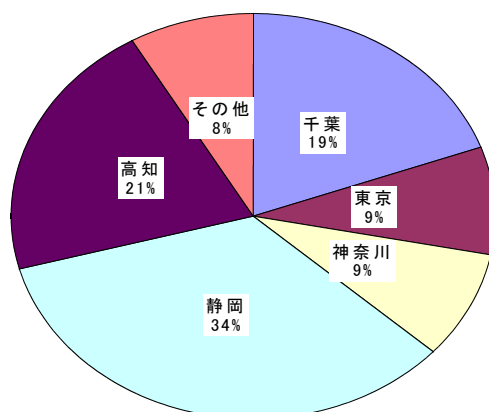
出典：東京中央卸売市場年報（水産物）

【表4】東京中央卸売市場におけるキンメダイの取扱数量・金額

年	取扱数量(kg)	取扱金額(円)	年	取扱数量(kg)	取扱金額(円)
1976	1,504,528	750,205,514	1991	3,684,479	3,267,624,716
1977	1,924,714	1,153,180,277	1992	3,170,576	3,174,987,579
1978	1,387,275	910,556,611	1993	3,025,739	3,026,642,543
1979	2,209,540	1,301,673,544	1994	2,745,777	2,815,950,988
1980	2,698,010	1,600,124,842	1995	2,657,713	2,739,246,404
1981	2,882,703	1,869,788,126	1996	2,606,212	2,917,145,477
1982	4,153,806	2,685,543,641	1997	2,170,331	2,632,343,000
1983	3,587,014	2,439,982,635	1998	2,150,174	2,492,583,249
1984	3,950,091	2,719,503,341	1999	2,541,513	2,686,297,641
1985	3,614,817	2,796,156,873	2000	3,097,985	2,959,907,168
1986	3,473,233	2,723,554,831	2001	3,072,085	3,081,127,758
1987	3,312,080	2,715,083,841	2002	2,606,565	2,928,075,584
1988	3,819,294	2,947,608,397	2003	2,464,140	2,552,873,956
1989	3,599,433	3,087,869,159	2004	2,259,668	2,436,291,371
1990	3,178,575	2,942,894,806	2005	2,728,644	3,000,463,651

出典：東京中央卸売市場年報（水産物）

【図 1 1】 東京中央卸売市場におけるキンメダイの産地別取扱量の比率 (平成13年~平成17年の平均)



出典：東京中央卸売市場年報（水産物）

【表 5】 東京中央卸売市場におけるキンメダイの産地別取扱量

単位：kg

		H13	H14	H15	H16	H17	平均
一 都 四 県	千葉	508,969	406,380	476,227	443,858	619,636	491,014
	東京	226,872	211,421	257,082	195,023	287,287	235,537
	神奈川	229,654	123,922	174,084	220,975	386,604	227,048
	静岡	892,409	819,914	703,238	702,404	1,005,363	824,666
	高知	546,835	735,037	601,013	513,562	256,217	530,533
	小計	2,404,739	2,296,674	2,211,644	2,075,822	2,555,107	2,308,797
	その他	667,346	309,891	252,496	183,846	173,537	317,423
	合計	3,072,085	2,606,565	2,464,140	2,259,668	2,728,644	2,626,220

出典：東京中央卸売市場年報（水産物）

【表 6】 キンメダイの質、コスト対策及び消費拡大に係る各地域の取組事例

取組内容	目的	関係県（実施主体）
キンメダイ祭り (毎年7月実施)	地産（銚子）キンメダイの知名度向上・消費拡大等	千葉県（銚子市漁協キンメダイ祭り実行委員会）
ブランド水産物の認定 (銚子つりきんめ)	イメージアップによる消費拡大、魚価向上等	千葉県
パンフレット配布、 HPの開設等	地産（松輪）キンメダイの知名度向上・消費拡大等	神奈川県（みうら漁協等）
漁獲物鮮度向上試験	船上、市場での漁獲物の取扱い方法の改善	静岡県（静岡県水試）

(2) 資源管理等の状況

① 関係漁業の主な資源管理措置

主な資源管理措置については、別表1及び別表2のとおり。

② 遊漁の現状

キンメダイの漁場となっている海域のうち沿岸に近い海域では、遊漁船によるキンメダイの釣りが行われている。

③ 資源の積極的培養措置

資源の積極的培養措置は現在行われていない。

④ 漁場環境の保全措置

漁場においてゴースト漁具（流出漁具）が確認された場合は、自主的にその回収を行うこととしている。

3 回復計画の目標

キンメダイの一都四県による2005年の漁獲量（推定）は6,072トンであり、最も漁獲量が多かった1980年代後半から1990年代前半の漁獲量より低い水準であるものの過去20年間の漁獲量及びC P U Eの経年変化からみて資源水準は中位で、資源動向は横ばいと考えられている。

しかしながら、キンメダイの漁獲を行っている漁業のうち、公海における太平洋底刺し網等漁業及び底立てはえ縄漁業以外は自由漁業となっているため、今後、キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を安定的に維持、管理するための取組が重要である。

このため、別表2に示す関係漁業者による取組が行われている一都三県の太平洋南部海域において、これまでの取組を継続していくとともに、4の（1）の漁獲努力量の削減措置に示す取組を実施することにより、平成23年度までの計画期間中の漁獲量を現状レベル程度以上で維持することを目標とする。

なお、漁獲努力量の削減措置については、これまで関係漁業者において実施されてきた資源管理の体制及び措置内容を尊重するとともに、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案して実施する必要があることから、関係の水産研究機関の協力を得ながら、関係漁業者の合意の下に進めていくこととする。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

(1) 漁獲努力量の削減措置

平成19年度から平成23年度までの5年間、キンメダイを漁獲対象とする次の漁業において、漁獲努力量の削減措置を実施する。ただし、資源状況に変化が認められた場合は必要に応じて関係漁業者の合意の下、見直しを行うこととする。

① 立縄漁業(自由漁業)及び底立てはえ縄漁業(知事許可漁業)

別表1及び別表2の現行の資源管理措置については、一都三県において各都県及び地域単位に設けられた資源管理組織により毎年検討が加えられ、また、広域的な取組が必要な場合には関係漁業者による協議が実施されており、関係漁業者の合意の下で、各海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等のきめ細かい措置が機動的に講じられていることから、これに基づく資源管理の励行に努める。

【参 考】 漁獲努力量削減措置取組対象海域及び関係漁業者（立縄漁業(自由漁業)及び底立てはえ縄漁業(知事許可漁業)）

県(都)名	対象海域	関係漁業者	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	千葉県関係漁業者	別表2のとおり
東京都	大島周辺、新島(含式根島)周辺、神津島周辺、イナンバ、三宅島周辺、八丈島(青ヶ島含む)周辺	東京都関係漁業者	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島	神奈川県関係漁業者	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	静岡県関係漁業者	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の（ア）から（ウ）の海域においては、11月1日から翌3月31日までの間において1ヶ月間の休漁を実施する。

（ア） 第1紀南海山

（イ） 第2紀南海山

（ウ） 駒橋第2海山

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長28センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で120ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき600メートル以内とし、1回の操業において投網できる連の数は5連までとする。

(2) 資源の積極的培養措置

該当なし

(3) 漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、その自主的な回収に努めるものとする。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本計画に基づく資源回復措置の実効性を確保するため、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく広域漁業調整委員会指示等により、適正な規制措置を行う。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定対策

資源回復計画の実施中に漁獲努力量削減措置を新たに追加する必要がある場合は、漁業経営に与える影響に配慮するとともに、必要に応じてその影響を緩和するための支援措置についても検討する。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

該当なし。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

該当なし。

7 資源回復措置実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

国及び県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

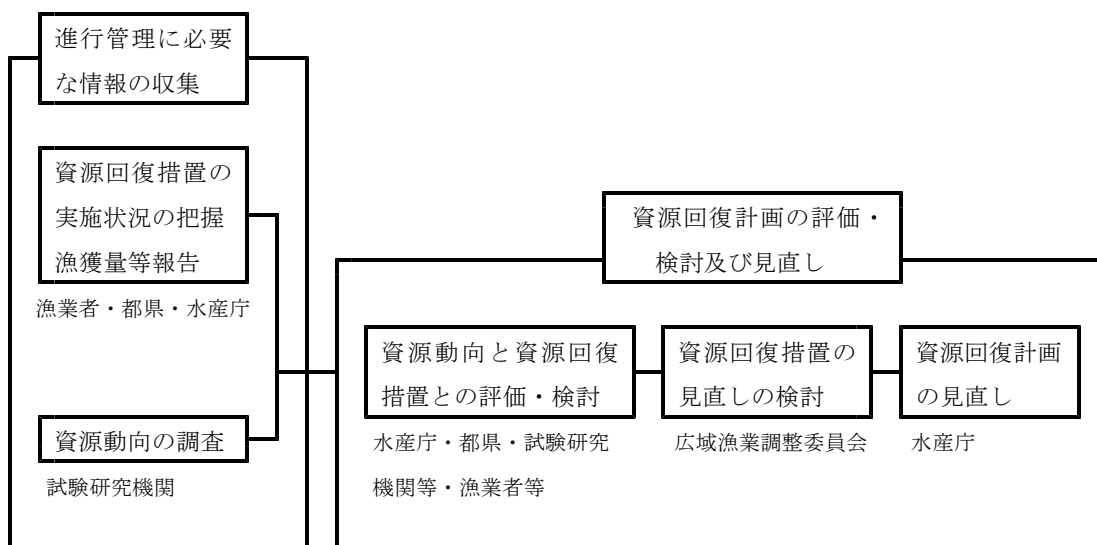
(2) 資源動向の調査

国及び県は、対象資源について調査・評価体制を構築し、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

国及び県は、毎年の資源評価及び漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえて、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じて資源回復計画の内容について見直しを行う。

(4) 進行管理に対する組織体制



8 その他

キンメダイは、1の(1)に記載しているとおり太平洋海域に広く分布しており、近年、関係する水産研究機関において回遊経路、資源加入過程及び系群構造等について知見が蓄積されてきている。また、キンメダイ操業時にサメ等による食害が生じており、関係漁業者及び水産研究機関による漁業被害防止のための取組が実施されている。さらに、各地域での遊漁による漁獲も確認されている。今後、資源状況に変化が生じた場合は、必要に応じ、関係者の合意の下で、資源回復に向けた取組を拡大することについても検討していくこととする。

さらに、資源回復計画では、資源の回復を図り、将来的にわたり国民に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であることから、計画について広く情報提供を行うこととする。

(別 添)

底立てはえ縄漁業許可隻数の推移

漁業種類	H14	H15	H16	H17	H18	備考
底立てはえ縄漁業 (東京都知事許可)	23	24	23	21	19	100t未満
底立てはえ縄漁業 (静岡県知事許可)	74	74	70	69	70	100t未満

キンメダイ漁業に関する公的規制措置

漁業種類	都 県 名	公的規制名・条項	規制措置概要	具体的規制内容
底立てはえ縄漁業 (知事許可漁業)	東京都	制限又は条件	①操業海域の 規制 ②使用船舶の 制限 ③操業隻数の 制限 ④使用漁具の 制限	底立てはえ縄漁業の許可及び起業の認可方針で定める区域の操業を禁止 総トン数100t未満の漁船 31隻以内 (東京都7隻、その他の県24隻) 幹縄総延長は、4,800m未満
底立てはえ縄漁業 (知事許可漁業)	静岡県	制限又は条件	①操業海域の 規制 ②使用船舶の 制限 ③操業隻数の 制限 ④使用漁具の 制限	水深150m以浅での操業禁止 総トン数100t未満の漁船 74隻以内 (静岡県61隻、その他の都県13隻) 幹網総延長は、4,800m未満

キンメダイに係る資源管理措置

県名		千葉県			
海域		銚子沖	勝浦沖	東京湾口	伊豆諸島
小型魚の再放流		全長25cm以下	全長25cm以下	全長22cm以下	大島～神津島周辺 全長22cm以下 三宅島～八丈島周辺 全長24cm以下
夜間操業		禁止	禁止	—	大島周辺の乳ヶ崎、 波浮口及び三七山の 各漁場では周年禁止
樽流し漁法		禁止	禁止	禁止	禁止
漁具・漁法の制限	立縄漁業				
	釣数	60本／縄以内	1回目 150本／縄以内 2回目 50本／縄以内	夜間 30本／縄以内	三宅島周辺(昼間) 50本／縄以内 夜間操業可能な漁場 35本／縄以内
	縄数	乗組員数+1本	乗組員数	乗組員数+1本	大島周辺 巻揚機 1台／人 その他の漁場 乗組員数+1本
	操業時間	—	操業時期に合わせて 操業開始時刻と最終 投縄時刻を規定	夜間操業の終了時刻 4～9月：05:00 10～3月：06:00	三宅島の三本漁場での 夜間操業の時間帯 日没から日の出まで
	釣餌	—	サンマ、イワシ禁止	—	イワシ禁止；全漁場 サンマ禁止；三宅島周辺 及び大野原島南西8マ イル以内
定期休漁日	毎週日曜日・祝日	毎週土曜日 (12月のみ第1・第3 土曜)	毎月第1土曜の前夜	毎月第1土曜の前夜	
休漁期間	1月～4月(台形場)	7～9月	—	—	
操業規制区域	—	漁場区域外の水深 200m以浅海域でも 休漁期間中は操業禁 止	—	—	
その他	—	—	—	操業時に小型魚主体の 漁獲が認められた漁場 では操業自粛	

キンメダイに係る資源管理措置

県名		東京都(その1)			
海域		大島周辺	新島(含式根島)周辺	神津島周辺	イナンバ
小型魚の再放流		全長22cm以下	全長24cm以下	全長24cm以下	全長24cm以下
夜間操業		周年操業禁止	周年操業禁止	周年操業禁止	周年操業禁止
漁具・漁法の制限	樽流し漁法	禁止	禁止	禁止	禁止
	釣数	釣針数 50本/縄以内	釣針数 50本/縄以内	釣針数 50本/縄以内	釣針数 50本/縄以内
	縄数	2縄/人以内 (全乗組員数+1縄)	2縄/人以内	2縄/人以内	2縄/人以内
	操業時間	—	—	—	—
	釣餌	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止
定期休漁日		—	—	—	—
休漁期間		7~8月の間の 16日間以上	7~8月の間の 16日間以上	7~8月の間の 16日間以上	7~8月の間の 16日間以上
操業規制区域		—	—	—	—
その他		小型魚主体の漁場では操業を自粛	小型魚主体の漁場では操業を自粛	小型魚主体の漁場では操業を自粛	小型魚主体の漁場では操業を自粛 漁場内徐行

キンメダイに係る資源管理措置

県名	東京都(その2)		
海域	三宅島周辺	八丈島(青ヶ島含む)周辺	
小型魚の再放流	全長24cm以下	全長30cm以下	
夜間操業	周年操業禁止	周年操業禁止	
漁具・漁法の制限	樽流し漁法	禁止	禁止
	釣数	釣針数 50本/縄以内	釣針数 50本/縄以内
	縄数	2縄/人以内	2縄/人以内
	操業時間	—	—
	釣餌	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止
定期休漁日	—	—	
休漁期間	7~8月の間の 16日間以上	7~8月の間の 16日間以上	
操業規制区域	—	—	
その他	小型魚主体の漁場では操業を自粛	小型魚主体の漁場では操業を自粛	

キンメダイに係る資源管理措置

県名	神奈川県			
海域	東京湾口	伊豆東岸	伊豆諸島	
小型魚の再放流	全長22cm以下	全長28cm以下	大島～神津島周辺 全長22cm以下 三宅島～八丈島周辺 全長24cm以下	
夜間操業	—	自粛	大島周辺の乳ヶ崎、 波浮口及び三七山の 各漁場では周年自粛	
漁具・漁法の制限	樽流し漁法	禁止	禁止	
	釣数	夜間操業の場合 30本／縄以内	賀茂地区 70本／縄以内 伊東地区 40本／縄以内	三宅島周辺(昼間) 50本／縄以内 夜間操業可能な漁場 35本／縄以内
	縄数	乗組員数+1本	乗組員数+1本	大島周辺 巻揚機 1台／人 その他の漁場 乗組員数+1本
	操業時間	夜間操業の終了時刻 4～9月:05:00 10～3月:06:00	操業開始時刻 時期毎に設定 操業終了時刻 14:00	三宅島の三本漁場での 夜間操業の時間帯 日没から日の出まで
	釣餌	—	—	イワシ禁止;全漁場 サンマ禁止;三宅島 周辺及び大野原島南 西8マイル以内
定期休漁日	毎月第1土曜の前夜	賀茂地区 毎週土曜日 伊東地区 毎週土曜日	—	
休漁期間	—	—	—	
操業規制区域	—	水深200m以浅の大陸棚 海域は操業禁止	—	
その他	—	—	操業時に小型魚主体 の漁獲が認められた 漁場では操業自粛	

キンメダイに係る資源管理措置

県名		静岡県	
海域		伊豆諸島 (※立縄漁業に限る)	静岡県海面
小型魚の再放流		全長22cm以下	全長28cm(300g)以下
夜間操業		自粛	自粛
漁具・漁法の制限	樽流し漁法	—	—
	釣数	三宅島周辺(昼間) 50本/縄以内 夜間操業可能な漁場 35本/縄以内	—
	縄数	大島周辺 巻揚機 1台/人 その他の漁場 乗組員数+1本	—
	操業時間	三宅島の三本漁場での夜間 操業の時間帯 日没から日の出まで	—
	釣餌	イワシ禁止;全漁場 サンマ禁止;三宅島周辺及び 大野原島南西8マイル以内	—
定期休漁日	—	—	
休漁期間	—	—	
操業規制区域	—	水深200m以浅の大陸棚海域 は操業禁止	
その他	—	※地区の習慣や漁業者団体 毎の申し合わせを守る	